

丸紅欧州会社
国際調査チーム 松原 弘行

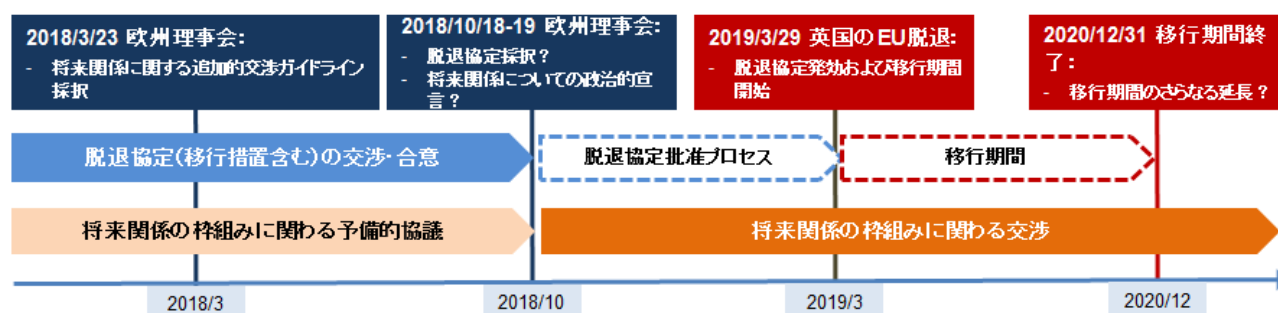
Brexit : 英国の交渉方針の選択肢（貿易制度面）

1. Brexit にむけた現状

Brexit まで残り 10 ヶ月を切っているが、Brexit がどのような形で決着するのか、まだ不明な点が多い。先日議会中継を見ていたら議員がしたり顔で「単一市場・関税同盟から離脱したら英領ジブラルタルまで車を輸送するのに 2 回も関税を払うようになる。あつてはならないことだ」と演説していたが、そんなことは 2016 年の国民投票の時からわかりきったことだろう。一方で、当地のセミナー等で英国政府関係者の話を何度聞いても「確かに Uncertain だ。だけど大丈夫」と楽観的なコメントしか聞こえてこない。連日劇場的な報道をしているメディアをよそに、本当に国民の大半はひょっとすると「悪いようにはならないだろう」と達観しているのが、大英帝国の栄光を色濃く遺す当地の状況なのだろうか。そうした中、日本以外の外国企業は大陸側での拠点作りを着々と進め、日本企業だけが対応に苦慮しながら焦っているというのが案外実態なのかもしれない。

さて、Brexit 交渉の主なタイムラインを図表 1 に示す。ただし、英国の EU 離脱自体は 2019 年 3 月 29 日ロンドン時刻 23 時に自動的に効力が発生してしまう一方、交渉が決裂した場合は離脱協定の一部である「移行措置」が成立しないことになり、いわゆる制度の「断崖（Cliff-Edge）」が発生することには注意が必要だ。

【図表 1】Brexit 交渉のタイムライン



(European Commission 資料等を基に丸紅欧州会社作成)

2018 年 10 月の EU サミットでの離脱協定合意を目指し¹、論点・課題をまとめた新たな White Paper が英国政府から 6 月中に発表されることになっている。

¹ 協定後に EU、英国双方で議会承認が必要になる。議会承認には半年程度の時間が見込まれるため、2018 年秋が実質的な合意期限になるとされている。

2. 欧州に見られる貿易枠組

White Paper の中では、アイルランド問題や英国在住の EU 市民の権利等、広範な課題がカバーされるはずであるが、本稿では丸紅を始め日本企業への影響の大きい貿易面の課題と展望を考える。まず始めに、欧州における現状の貿易枠組とその特徴を整理する（図表 2）。

【図表 2】EU をめぐる貿易枠組の現状



（丸紅欧州会社作成）

単一市場とは、単一の（国境のない）国であるかのように、人・財（商品等）・サービス・資本の自由な移動が可能なエリアをいう。自由貿易地域では財・サービスの移動（貿易）のみが自由であるのに対し、単一市場では労働力や資本の移動も自由であることが特徴である。一方で、参加国が第三国との貿易協定を結ぶことに対する縛りはない。これはカナダやメキシコが NAFTA（北米自由貿易協定）に所属したままで米国抜きの TPP11 に合意していることからわかる。欧州における単一市場 EEA（欧州経済領域。European Economic Area）には、EU 各国以外に、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインの 3 カ国が加盟しているが、これら各国は EU への拠出金も支払っている。

関税同盟は文字どおり関税に関する 2 国（または地域）間の同盟である。両者が単一の関税地域を形成し、地域内の貿易財・サービスが両国・地域の境をまたぐ際の関税等の制約を撤廃することに加え、同盟外の第三国（地域）に対しては両者が同一の関税その他の貿易方針を適用しようという盟約。第三国との貿易協定を結ぶ自由がない点では単一市場よりも厳しい縛りがある。EU はトルコ他の国々との間で関税同盟を締結している。例えば、日本 EU 経済連携協定（EPA）の合意と併行して日本トルコの EPA も検討が進んでいるのも、この盟約に沿っていると考えられる²。

² https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_turkey/index.html

EU は、4 分野の移動の自由のある単一市場であると同時に関税同盟でもあり、加盟国は域外国との貿易協定を自由に結ぶことができない縛りもある。加えて、EU には欧州理事会や欧州議会、欧州司法裁判所といった政策決定システムが備わっている。EU メンバーでないノルウェーやトルコはいくら貿易面等での特殊関係があっても、こうした政策決定には関与できないのは当然である一方で、EU の政策決定の内容を結果的にかなり受け入れる必要がある。それでも EEA 加盟国はシェンゲン協定に基づき EU への拠出金を支払っている。これらの点は仮に英国が EEA 加盟や EU との関税同盟締結の道を選んだとしても同様である。

3. 英国の Brexit 後の貿易制度面の選択肢

こうした環境の下で、英国と EU との間ではどのような制度を念頭に交渉が行われているのだろうか？明らかになっているところでは、次のような選択肢がある。

【図表 3】 Brexit 後の英国の選択肢

タイプ モデル	単一市場 EEA のみに残留 ノルウェー型	単一市場かつ 関税同盟たる EUに残留 EU型	関税同盟 のみに残留 トルコ型	包括的 自由貿易協定 をEUと締結 カナダ型	高度な通関 アレンジメント を新たに構築 Max Fac	No Deal (決裂) →制度の断崖	英国の わがままな 希望
EU政策決定に関与	×	○	×	×	×	×	?
移民の自由	○	○	×	×	×	×	×
域内無関税	○	○	○	○	?	×	○
対外貿易協定の自由	○	×	×	○	○	○	○

（丸紅欧州会社作成）

① 単一市場 EEA への残留：ノルウェー型

単一市場の特徴である人・財・サービス・資本の自由な移動の 4 点について、EU 側は不可分だとしており、財・サービス・資本の移動の自由を享受しようとすれば、英国は移民受入れも拒否できないため、Brexit の意図からすれば単一市場残留の意義はない。EU の政策・ルール形成に関与できない一方で、現実的にはその政策・ルールに拘束される点でも、「主権」へのこだわりの強い英国国民に受容される見込みは低い。加えて、ノルウェーらのように EU への拠出金も支払うのであれば、現実的な選択肢としては考えにくそうだ。

メイ首相は 2017 年 1 月の演説でも「（単一市場に残るなら）EU から離脱したことにはならない」と述べ、EEA への残留を明確に否定している。6 月 13 日の英下院でも EEA 残留を求める離脱法案修正案は 327 対 126 の大差で否決された。

② 関税同盟参加：トルコ型

EU と関税同盟を結ぶ場合でも、EU の政策・ルール形成に関与できない一方で、現実的にはその政策・ルールに拘束される。また、同盟外の第三国との対外関税を統一することと

なっており、第三国との自由貿易協定も結べない点でも、EU 方針に従わざるを得ない。ただし、人の移動の自由はないため、移民受入れ拒否は可能。

メイ首相は関税同盟についても明確に否定している。6 月 13 日の英下院で、関税同盟への参加確保に向けた離脱法案修正案は 325 対 298 の僅差で否決された。

③ 新たな関税パートナーシップ（包括的自由貿易協定）を締結

EU が同意した自由貿易協定の中で最も包括的とされるカナダ-EU 包括的経済貿易協定（CETA）をモデルとした協定を英国-EU 間で結ぼうというもの。EU 側が現実的なオプションとして考えている模様で、英国政府関係者も有力な選択肢と挙げている。ただし、英国の場合はカナダよりも EU との関係が広範かつ深いので、サービス分野を中心に内容の大幅な上積みが必要だと考えられており、「CETA の内容では不足だ」との否定的発言も聞こえる。通常の自由貿易協定の例を見れば、品目ごとの細部を詰めるには 3~4 年の交渉期間が必要と見られ、「移行期間」の延長が不可欠となるだろう。

④ 高度な通関アレンジメント（Maximum Facilitation）を新たに構築

略して Max Fac と呼ばれている。EU との間で最もスムーズな貿易を可能にするため、国境での通関は行うが、申告内容の事前登録や貿易業者の事前認定を含め、ICT を駆使して通関作業そのものを徹底的に効率化しようというもの。いわゆる EU 離脱派が落としどころとして考えている。

聞こえはよいが、設備投資・運営に、総額で年間 200 億英ポンド³、1 通関申告あたりで 32.5 英ポンドと、莫大なコストがかかるとの指摘があり、英国経済界からは批判が強い。EU 側は非現実的なものとして拒否している。

⑤ No Deal

英国の EU 離脱自体は自動的に効力が発生するため、No Deal の場合は、2019 年 3 月 29 日 23 時に英国は「普通の外国」になり、WTO ルールの下で通関・関税が発生する（移行期間も生じない）。究極の Hard Brexit といえる。

現時点ではメイ首相は「No Deal is better than Bad Deal」とも発言しており、No Deal の可能性は残っている。

4. どの選択肢に決着するかは不透明

移民受入れにつながる人の移動の自由は拒否、対外貿易協定締結の自主権を要求しつつ⁴、EU との貿易財・サービスの移動は今までどおり自由に、という英国の「わがままな希望」は矛盾を

³ これに比べ、現在の英国の EU への純拠出額（拠出金額から受取補助金総額を引いたもの）は年間 100 億ポンド未満といわれている。

はらんでおり、Brexit 後の英国-EU 間の貿易制度は単純に英国の望む姿では決着しそうにない。それでもメイ首相は BBC 番組⁵のインタビューで「昨年 12 月の交渉期限の時も今年 3 月の交渉期限の時も、皆さんはしきりに心配したが、結果的には期限内に交渉がまとまり、しかも英国として主張すべき点は主張できた。今も皆さんの気づかないところで交渉は着実に進んでいる。心配はいらない。」と発言している。このインタビューの中でメイ首相は「EU を離脱すれば（関税同盟のしぼりがなくなれば）第三国との FTA 交渉ができるようになる」というメリットを強調していた。EU をさしおいて米国や中国と FTA を締結しようとしているのではないかと報道もある。移民受入れへの拒否権は絶対視すると思われる中、第三国との貿易協定を締結する自由にもこだわるのであれば、選択肢は包括的自由貿易協定、Max Fac、No Deal の 3 つに限定されるように見える。メイ首相は「Brexit means Brexit。国民が Brexit を選んだ以上、それを実現するのが自分の務め」との強硬姿勢を取り続けており、No Deal の可能性も排除できないのかもしれない。

貿易面をめぐる EU との関係がどのような形で決着するのか、まだ当分の間、気をもまされることになりそうだ。

（国際調査チーム） Email: Matsubara-Hiro@marubeni.com

Tel: +44 (0) 20 7826 8756

- ・ 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- ・ 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- ・ 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。
- ・ 本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど(以下「情報」といいます)は、当社の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用および引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で、複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。

Marubeni Europe plc
Registered in England and Wales: No. 1885084
Registered Office: 95 Gresham Street, London, EC2V 7AB, England
Website: www.europe.marubeni.com

⁴ この 2 点は EU を離脱しないと実現できない。

⁵ 2018 年 6 月 17 日 The Andrew Marr Show
<https://www.bbc.co.uk/iplayer/episode/b0b7rz2w/the-andrew-marr-show-17062018#>